



遺書と遺言の違い

前橋地方法務局 沼田支局

総務係 係員 吉原 龍ノ介（よしはら りゅうのすけ）

遺言書について

遺言書は、遺言者の死後に、財産の処分や相続分の指定などについて、法的な効果を持ちます。

相続であなたの意思を実現させるためには、遺言書が必要です。



相続人以外に財産を
譲りたい人がある。



いつ、なにが起こるか
わからないから
万が一のために備えたい。

不動産を相続人の共有でなく、
相続人の一人に相続させたい。



自分が亡くなった後、
残された家族が財産で
争わないようにしたい。



お世話になった人に
財産を残したい。



遺言書の種類

遺言書には主に自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があります。
法務局に預けることができるのは自筆証書遺言によって作成された遺言書です。

	自筆証書遺言（民法968条）		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	・遺言者本人（15歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書できれば一人で作成することができる。 ・証人は不要		・公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。 ・公証人は、遺言能力や遺言内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。 ・遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	自宅など適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は 1件3,900円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

※公正証書遺言に関するご相談は、公証役場へお問合せください。